

平成17年度、平成18年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度包括外部監査結果報告書に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区長から通知がありました。

令和3年5月17日

第1 通知の範囲及び概要

- 1 平成17年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 2件です。
- 2 平成18年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 1件です。
- 3 平成23年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 12件です。
- 4 平成24年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 8件です。
- 5 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 5件です。
- 6 平成26年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 5件です。
- 7 平成28年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 17件です。
- 8 平成29年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 16件です。
- 9 平成30年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は 1件です。

第2 内容

[平成17年度包括外部監査]

1 「特別区税の賦課徴収事務について」

(1) 督促申告と実態調査に係る現地実態調査の実施について

ア 指摘等の内容

平成14年度以降、未申告者や申告内容に疑義のある者への現地実態調査を行っていませんが、税の公平性を実現するためにも、毎年、計画を立てて行うべきです。

イ 講じた措置の概要

令和2年度に、芝地区総合支所管内の未申告者を対象に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点を踏まえ、現地での調査から郵便ポストへの投函に変更し調査を行いました。また、マンションのセキュリティの都合上、投函ができなかった申告書については郵便で送付しました。今後も継続的に計画を立てて実態調査を実施していきます。

(2) 外国人登録者に対する督促申告及び実態調査の実施について

ア 指摘等の内容

外国人登録者に対しても督促申告や実態調査を実施し、課税すべき者の把握をすべきです。

イ 講じた措置の概要

令和2年度に、芝地区総合支所管内における外国人登録者の未申告者を対象に、調査を行いました。調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点やマンションのセキュリティの実態を踏まえ、現地での調査に代え、郵送での調査を行いました。

[平成18年度包括外部監査]

1 「総合支所庁舎の維持管理について」

(1) 契約手続きの透明性を高める方法について

ア 指摘等の内容

契約手続きの外部からの牽制手段は、現在のところホームページ上で公開される入札結果に関する情報のみです。入札監視委員会等第三者機関の活用など、外部からの契約手続きの適正性の監視を行うことを検討すべきです。

イ 講じた措置の概要

契約手続は、平成19年度から東京23区で運営する電子調達サービスにより実施しています。入札結果に関する情報は、港区ホームページに加え、当該システムですべて公開されています。

また、毎年度、契約制度について、関係団体との意見交換を複数回実施しており、これらの意見を踏まえ、令和元年度には区内事業者認定制度を改正する等、契約制度の公平、公正、かつ適正な運用を図っています。

[平成23年度包括外部監査]

1 「保健福祉支援部及び子ども家庭支援部を中心とした委託料の財務事務について」

(1) 業務実施の適正性 モニタリングについて

ア 指摘等の内容

委託事業の実施について、区がどのように事後的なモニタリングを行っているかは事業がいかに適正に実施されたかを把握するために非常に重要となります。区は事後的なモニタリングを十分に行うとともに、実際の発生額を基とした収支計算をさせるよう指導する必要があります。

イ 講じた措置の概要

契約の履行状況は、仕様に基づき履行されていることを各所管課が検査、確認しています。

また、各所管課が前年度の実施状況を検証し、その実績を踏まえ、次年度の予算

を要求しています。

長期継続契約で実施する業務委託については、平成25年度から、所管課が業務の履行状況を評価する「業務履行評価」を実施しており、仕様書に定める内容が実施されていないと評価した場合には、入札参加資格の指名停止措置を講じることとするなど、委託事業について、適正に実施されたことを把握しています。

(2) 業務実施の適正性 部分払いの回数について

ア 指摘等の内容

契約事務規則第53条の「特別な場合」とはどのような場合なのかについて明確にすることが必要です。その他の請負契約についての限度額の規定はなく、曖昧な状況になっているので、規則の整備等何らかの対応が必要です。

イ 講じた措置の概要

部分払は、主に工事請負契約における材料等の調達費や人件費の資金として使用することを目的とし、その範囲内で適正に運用しています。厳格に運用するために、部分払の回数は、契約事務規則第53条に規定する範囲内で、契約書に記載しています。

その他の請負契約についての限度額は、契約事務規則第51条ただし書に規定しています。

(3) 高齢者集合住宅生活協力員業務委託の委託料の算定方法の明確化

ア 指摘等の内容

当該業務の委託先は5法人ですが、委託料は居住エリア、都営住宅の家賃等を参考に各法人との協議のうえ決定しており、基準に基づいて決められていません。一般に委託料の積算根拠には客観性が求められ、現状の方法はその客観性が十分に保たれているとは言えません。生活協力員の委託料については、あらかじめ基準を設けておき、その基準に基づいて決定する必要があります。

イ 講じた措置の概要

入居者定員一人当たりの委託料の平準化に関する検討をした結果、平成27年度からは見積の積算根拠を明確にした上で、「機械警備委託費」や「職場提供費」の平準化を図りました。また、令和3年3月に高齢者集合住宅生活協力員、生活援助員の報酬について、上限額を設定することで、適正な判断基準を設け、基準に基づき委託料の算定根拠を確認することとしました。

(4) 高齢者集合住宅生活援助員業務委託の委託料の算定方法の明確化

ア 指摘等の内容

生活援助員の委託料は、生活協力員の委託料と同様に、法人との協議の際に提示される金額をもとに決定しており、具体的な基準はありません。東京都は委託料の

算定方法について規定しておらず、区にまかされていることから、区は委託料の算定根拠をあらかじめ明確にしておき、生活協力員業務を委託している事業者との間で、単位あたりの委託料に大きな違いが出ないよう対応していく必要があります。

イ 講じた措置の概要

入居者定員一人当たりの委託料の平準化に関する検討をした結果、平成27年度からは見積の積算根拠を明確にした上で、「機械警備委託費」や「職場提供費」の平準化を図りました。また、令和3年3月に高齢者集合住宅生活協力員、生活援助員の報酬について、上限額を設定することで、適正な判断基準を設け、基準に基づき委託料の算定根拠を確認することとしました。

(5) 高齢者緊急医療短期入所事業委託の事業内容の検討

ア 指摘等の内容

当該業務の22年度年間述べ利用日数は18日ですが、委託料は利用日数にかかわらず定額で生じることとなっています。事業の現状を見ると、区は事業ニーズを把握し問題の所在を明確にして、その対応方法を検討する必要があります。

イ 講じた措置の概要

緊急時の医療を伴う看護を行い、要支援・要介護高齢者の在宅生活の維持・継続を図るため、緊急時においても即時に利用できるよう、病院のベッドを常時一床確保する体制とする必要があり、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、今後も事業ニーズが見込まれることから、事業を継続することとしました。

(6) 重度身体障害児学校送迎支援事業業務委託の契約単価の決定方法

ア 指摘等の内容

本業務は4名の生徒に対し、車椅子対応ワゴン車4台による送迎を行っているもので、一人当たりの契約単価は一日29,925円となっています。これは現実的な金額とは言えません。実態に即した契約単価の見直しを行う必要があります。

イ 講じた措置の概要

契約単価の見直しや、相乗りをしてもらうなど運用方法を見直した結果、運転手・添乗員人件費やガソリン代等運行にかかる経費のほか、車両維持費やその他事務経費を含めた往復の単価は、令和2年度について一人当たり税込み22,000円となっています。

(7) 障害者住宅管理運営の指定管理者のモニタリング

ア 指摘等の内容

指定管理者のモニタリングチェックシートは、区の担当者の自己点検リストになっています。本来、指定管理者のモニタリングは、区が直接施設に出向き、苦情台帳を確認し、業務遂行の状況を確認するものです。

イ 講じた措置の概要

指定管理者のモニタリングについては、毎月1回第一木曜日に、障害者住宅が設置されているシティハイツ竹芝及び障害保健福祉センターの関係者による竹芝連絡協議会を現地で行い、令和2年度から、モニタリングチェックリストに基づき、安全点検や苦情等も含め確認しています。

(8) 重症心身障害者通所事業委託の委託料の妥当性の検討必要性

ア 指摘等の内容

区は委託料の算定にあたり、前年度の委託料の実績内訳を確認したうえで、決定する必要があります。また事業者が再委託を行う際は、事業者に対して見積もり合わせを行うよう求める等、再委託契約の締結が妥当であるかを確かめる必要があります。

イ 講じた措置の概要

委託料の内訳について、前年度の実績も踏まえ、見積書を取得する際に、仕様書の内容に合わせた事業費の内訳になっているか確認し、適正に見積もらっていることを確認するようにしました。

また、事業者が再委託している業務についても見積内訳を確認するようにし、適正に見積もらっていることを確認することとしました。

(9) 重症心身障害者通所事業委託の事業のあり方の見直しの必要性

ア 指摘等の内容

当該事業の委託料は利用実績ではなく定員数で支払っているため、過大な委託料がかかっています。紙おむつ代及び送迎費用も過大です。区は障害者と障害児の事業を統合するなど効果的な事業のあり方を検討する必要があります。

イ 講じた措置の概要

再委託の見積もり合わせの実施や事務費等の実績に基づいた予算計上、衛生用品等の利用者負担の継続等により、経費削減に努めています。

現在、重症心身障害児の通所については児童発達支援センターで実施しています。児童発達支援センターは児童福祉法に基づく施設であり、18歳未満が対象の施設となるため、重症心身障害者の通所事業と統合することは難しい状況です。今後も、事業を統合せずに継続して実施します。

(10) 障害者（児）紙おむつの支給及びおむつ代の助成事業 所得税申告にあたり医療費との相殺の周知

ア 指摘等の内容

紙おむつ代は確定申告により医療費控除の還付金を受け取ることができます、区から助成を受けている額は対象になりません。区は領収書の原本を入手して紙お

むつ代の一部を助成していることが分かるような工夫をするなど、税務署が判断できる対応をすることが望まれます。

イ 講じた措置の概要

領収書にはおむつ代以外の明細も含まれており、利用者が他の目的で使用することも想定されるため、原本入手することは困難です。おむつ代助成における医療費控除の還付金については、令和2年度から「区の紙おむつ代助成金は対象とならない」旨を、毎年12月から1月に利用者へ通知し、丁寧な周知に努めることとしました。

(11) 障害者配食サービス事業委託の契約単価のあり方を見直す必要性

ア 指摘等の内容

配食サービスのお弁当代金は、一般顧客向けのお弁当料金とあまり変わらない金額の設定になっています。本契約は随意契約ですが、区は競争入札とするか、随意契約の場合には、安否確認に要する費用を定額とし、契約単価を設定することが望されます。

イ 講じた措置の概要

安定的な事業運営のためには、これまでの実績を踏まえた事業者と特命随意契約を締結することにより、様々な障害をお持ちの利用者が安心して弁当を受け取ることができるようにする必要があります。

安否確認に関しては、各事業所のボランティアによるものであり、他区の聴き取りからも、定額で単価を設定することは困難です。引き続き、特命随意契約により事業を実施します。

(12) 病児・病後児保育利用連絡票作成委託 利用実態に応じた制度の見直し

ア 指摘等の内容

本委託業務は、病児・病後児保育室を利用する際に必要となる利用連絡票の作成を医師会に委託するのですが、医師会に加入していない医療機関において利用連絡票の作成を依頼した場合には、利用者は所定の手数料の負担が求められます。平成22年度の病児・病後児保育の利用者数のうち、約3割が医師会非加入医療機関の利用者でした。今後もこのような傾向が続くのであれば、利用者負担の公平性を確保する意味からも、利用者に対する補助制度への変更等を含めて見直しを行うことが望ましいと考えます。

イ 講じた措置の概要

病児・病後児保育室を利用する保護者からの利用連絡票の文書料に関する問い合わせに対して港区医師会加入医療機関は文書料が不要である旨を案内するなど、利用者負担の公平性を確保するよう取り組んでいます。

[平成24年度包括外部監査]

1 「公の施設の管理・運営について」

(1) 利用者情報の分析

ア 指摘等の内容

利用者情報を施設管理のツールとして有用なものとするために、利用者数の把握を出発点として利用者の内容を分析するなど、さらなる分析が必要となります。

イ 講じた措置の概要

赤坂いきいきプラザでは、利用実績及び第三者評価等を分析するとともに、さらなる分析のためのツールとして利用者の声を聴くための意見箱を設置しました。利用者の意見を分析した結果、館事業で実施している事業についての要望を取り入れることが出来ました。具体例として、歌声教室において、滑舌の改善を目的とした早口言葉をウォーミングアップに取り入れてほしいとの意見があり、講師に相談の上で要望を取り入れた事業を実施するなど、事業の改善を図りました。

保育園の利用者数については、在園児数や一時保育の利用者数のほか、待機児童数についても毎月確認・報告を行っています。また、第三者評価の定期的な実施や各園による運営や行事に関するアンケート等で利用者調査を行っており、各種アンケート結果を踏まえ、保護者の参加しやすい行事日程の設定や子育て相談対応など、保育内容の改善や保育の質の向上に取り組みました。

(2) 大平台みなと荘における民営化の検討の必要性

ア 指摘等の内容

財務状況及び稼動状況は好調であり、別の視点で見ると、自立採算が可能で、将来的には施設の無償貸与などによる民営化も可能ということを意味しています。今後他の区の事例も参考としながら、民営化などの施設の運営のあり方については継続的な検討が必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

令和2年度に施設運営のあり方について検討した結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少し、利用料金改定の効果が検証できない状況であることや廃止により区民サービスに大きな影響を与えることが想定されることを踏まえ、民営化せず、引き続き、区が指定管理者制度により運営していくこととした。

(3) 商工会館における積極的な自主事業の必要性

ア 指摘等の内容

商工会館では指定管理者の収益につながる活発な自主事業を行うよう、指定管理者に働きかける必要があります。

イ 講じた措置の概要

商工会館は令和4年3月に廃止し、施設の機能を令和4年4月から新たに開設する産業振興センターに移行します。産業振興センターは、指定管理者制度を導入し、利用料金制とします。積極的に自主事業を展開することで、より効果的な事業運営を行います。

(4) 区立住宅の今後の対応

ア 指摘等の内容

今後も区が事業を続けていくことを念頭に置くのであれば、家賃の設定方法の見直しを含め、利用者にメリットの感じられる仕組みとする必要があります。

イ 講じた措置の概要

中堅所得者層のファミリー世帯向け住宅として整備した区立住宅及び特定公共賃貸住宅については、当初の目的である定住人口が確保されたことや、平成28年度から国庫補助（家賃補助）が終了した特定公共賃貸住宅が転用可能となることを契機とし、住宅セーフティネットの構築のため、住宅確保要配慮者へと転用することとしています。このことを踏まえ、シティハイツ港南において、特定公共賃貸住宅33戸を、高齢者向け住宅へ転用しました。

今後とも区立住宅及び特定公共賃貸住宅について、住宅の確保に特に配慮を要する方へ対象を拡大するなど、更なる住宅セーフティネットの構築を図っていきます。

(5) 借上期間の期限が迫っている借上賃貸住宅の対応

ア 指摘等の内容

今後、借上賃貸住宅は順次借上期間が満了となります。満了となるにあたって生じるコストについて、誰がどこまで負担するかについては充分に留意しておく必要があります。

イ 講じた措置の概要

残り2棟の借上住宅については、退去期限を明確にした定期借家契約に変更しています。なお、2棟のうち1棟は、空室になり次第随時部屋単位で解約することについて所有者の承諾を得ています。

もう1棟の住宅についても、意見を踏まえ、今後の入居者の退去状況を鑑みながら、所有者と慎重に協議を進めます。

(6) 暫定施設の考え方の整理

ア 指摘等の内容

今後、暫定自転車駐車場の近隣に本格施設の整備を進めるか、暫定自転車駐車場に対して条例を制定したうえで、公の施設として管理するかなどの対応も必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

暫定自転車等駐車場は「今後の暫定自転車等駐車場の整備方針」により暫定的な措置による自転車等駐車場に位置付けています。暫定自転車等駐車場は土地を一時的に借用して設置するなど恒久的な区有地ではないことから、今後も公の施設として管理する予定はありません。

(7) 利用時間について

ア 指摘等の内容

自転車等駐車場の利用時間は、午前4時30分からですが、鉄道の始発に間に合わない可能性があることから、条例の改正を含め、臨機応変に対応することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

条例改正を伴う利用時間の変更については、利用者のニーズや費用対効果等を考慮すると改正の予定はありませんが、始発に間に合わない利用者がいた場合は、臨機応変に受け入れるなど対応しています。

(8) 遊び場のあり方の見直し

ア 指摘等の内容

遊び場について、遊休地の一時使用というこれまでの考え方は再考する必要があり、遊び場のあり方については見直す必要があります。問題点1点目は遊び場の定義を再検討して区立公園や児童遊園との違いを明確にする必要があります。2点目は遊び場の設置・管理に関するルールを明確にしておく必要があります。3点目は情報開示のあり方を検討する必要があります。

イ 講じた措置の概要

遊び場は、昭和41年以降、戦後子どもの遊び場が不足しているという状況のもと、区有地や、善意の民有地などの遊休地において開設されてきましたが、昭和51年以降新たな開設はありません。

問題点1について、遊び場のあり方や設置・管理に関するルールについては、「港区遊び場対策本部の運営について（10 港教生第117号）」の規定の中で、児童遊園等との違い等について明記しており、あわせて、区のおかれた現状や区民の要望等に応じて活用及び休止・廃止等の対応を図っています。また、平成30年11月に現地での実態調査を行い、現状把握及び関係課との情報共有を図り、現状で児童遊園に準ずる設備内容を有する遊び場であっても、港区の所有地ではなく東京都等の用地であるという点で、開設期間についての保障がないため、遊び場としての位置づけとなっている状況等について再確認しました。

問題点2について、遊び場はそれぞれの場所と特性に応じて、ルールを定めています。夕凪橋際遊び場について、平成31年3月16日に「港区夕凪橋際遊び場利

用に関する要領」を策定し、ルールを明確にしました。

問題点3について、遊び場の情報については、港区公共施設案内図や事業概要などで周知するとともに、廃止等の情報は告示をもって広く区民に周知しています。

[平成25年度包括外部監査]

1 「国際化推進に関する事業の財務事務の執行について」

(1) コミュニティバスの外国人利用者の増加の方策の検討について

ア 指摘等の内容

区はコミュニティバスの利用者のうち、日本語が不得手な外国人利用者数を把握していません。車内アナウンス放送、車内モニター表示の多言語化を区の施策として実施している以上、区は施策の有効性を判断する必要があることから、日本語が不得手な外国人のコミュニティバスの利用状況を把握する必要があります。そのうえで、外国人利用者の増加のための方策を検討するとともに、コミュニティバスを利用する外国人とその属性を把握し、多言語化を行う必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から日本語、英語の利用案内のほか、中国語、ハングルの利用案内を作成し、多言語化に努めています。また、令和元年度に外国人の利用ニーズを調査し、運行事業者とともに、日本語が不得手な外国人にとってさらに利用しやすくなるよう調整を進めました。また、観光政策担当と協力し、ちいばすを利用した観光ルートを周知するなど、外国人を含む観光客の利用促進を図っています。

ニーズ調査結果で、外国人にとってちいばすを始めとするバスは、ルート、所要時間等の分かりにくさが利用を妨げる要因になっていることから、運行事業者と協議し、区の運行経費補助金を活用して、改善していくこととしました。

(2) 放置自転車対策における多言語化の必要性

ア 指摘等の内容

放置自転車に添付するステッカーや自転車等放置禁止区域の案内板等は、自転車を放置する当事者に直接情報を提供するものとして重要であることから、外国語による表記を検討することが望されます。また、今後、区独自の放置自転車禁止啓発のためのリーフレット(日本語、外国語)を作成することも検討の余地があります。

イ 講じた措置の概要

外国人の多い六本木地区では平成25年7月に制定した「六本木安全安心憲章」に基づき、5つのまちのルールの一つとして、周知・啓発のためのキャンペーン実施時の自転車のマナー啓発などを、日本語、英語を中心に行ってています。令和元年度からは、六本木安全安心憲章の周知・啓発のため、日本語、英語、中国語、ハングルに対応したパンフレットを作成し配布を始めました。

(3) 会員数の減少に対する対策について

ア 指摘等の内容

交流協会は会員数増大に向けて早急な対応が必要です。具体的には、交流協会自体が今以上に魅力ある事業を展開することはもちろんのこと、会員資格授与の方法も再検討が必要です。

また、現在の会員の構成に加え、有料会員、無料会員、贊助会員その他、会員に差をつけることで会員数増大を図ることも検討の余地があります。

イ 講じた措置の概要

国際交流協会は、中期経営計画の中で、新規会員の獲得や会員による国際交流活動の一層の推進を掲げ、新規会員の獲得に努力すると明記しています。

中期経営計画に基づき、地域イベントへの国際交流協会ブースの出展や企画・団体へのアプローチ、ホームページのリニューアルといった国際交流協会のPRを強化した結果、平成28年度373人だった個人会員が平成30年度には376人に増加しました。

(4) ホームページの内容について

ア 指摘等の内容

一般財団法人港区国際交流協会のホームページでは組織の概要の記載がありません。したがって、利用者は、交流協会が一般財団法人であることや現状の決算の状況などについて把握できません。区は他の一般財団法人等の開示状況を参考しながら、適切な開示を行うように指導することが望まれます。また交流協会の活動内容についての情報開示も不十分となっています。例えば、ホームページでは交流協会の活動事例を掲載しているが、平成21年度から更新されていません。今後、今まで以上にホームページの充実が必要です。

イ 講じた措置の概要

平成28年度にホームページの全面改修を行い、現在は、ホームページで組織の概要や協会の活動などを掲載し、協会の魅力を積極的にPRしています。また、活動事例についても最新の情報を掲載するとともに、地域のイベント情報も掲載し、充実を図っています。合わせて、令和2年度に決算状況も開示しました。以上の事項について区からも定期的に指導していきます。

(5) 行政情報の多言語化と効果的な発信の有効性の確保について

ア 指摘等の内容

一部、各種印刷物の多言語化という施策が効率的かつ効果的に進められておらず、施策そのものが有効に機能していない状況も見受けられました。区は各種印刷物の多言語化に関する施策が重要という認識のもと、今回の監査で実施したような一斉調査を定期的に実施するなど、各種印刷物の多言語化に関する施策が現場において

有効に機能しているかをモニタリングする必要があります。また、区は、「港区行政情報多言語化ガイドライン」を作成し、これに基づいて行政情報の多言語化を推進するとしているので、当該ガイドラインと外国語印刷物の管理・活用の実態との整合性を検証することが必要です。さらに、「港区行政情報多言語化ガイドライン」で、外国語印刷物の管理・活用の基準を規定することも検討の余地があります。

イ 講じた措置の概要

「港区行政情報多言語化ガイドライン」と整合性が図れているか、各所管課が自己チェックを図れるようなチェックリストを作成し、所管が整合性を確認する仕組みを構築しました。また、所管課がガイドラインに基づき、適正に多言語化を推進しているかを把握するため、平成26年度から年に一度「行政情報の多言語化の調査」を実施し、必要に応じて多言語化すべき項目などのアドバイスを行っています。

[平成26年度包括外部監査]

1 「防災、危機管理及び生活安全に関する事業の財務事務の執行について」

(1) 災害対策用職務住宅に係る経費負担の範囲の明確化について

ア 指摘等の内容

災害対策用職務住宅について、通常の職員住宅（災害対策住宅を含む）とは異なり、職務住宅の使用料は無料（借り上げの場合は区が負担）であり、維持管理費用や通信機器に係る基本料金も区が負担することとなっている。職務住宅に入居をする職員は、輪番制による警戒勤務に従事しなければならないが、これが職務である以上、区が費用を大きく負担すべき理由とはならないと考える。引っ越しに係る運搬料や契約更新に係る更新料及び賠償保険料のほか、電話料金、カーテンクリーニング費用等も負担している。また必要最低限の備品として通信情報機器、電化製品等を区の負担により揃えている。引っ越しに係る運搬料等は要綱に明記されているが、必要最低限の備品に関する負担が要綱に明記されていない。区は負担の程度を見直すとともに、職務住宅に係る経費負担について明確に整理する必要がある。

イ 講じた措置の概要

職務住宅は、夜間・休日の災害発生時の指揮・監督要員を確保するための施設であり、通常の職員住宅とは設置目的が異なります。入居する管理職員には、現に家族が生活する自宅があり、光熱費など二重の負担を強いている部分もあります。

港区災害対策用職務住宅の設置及び管理に関する要綱について、居住の用に供するためあらかじめ備え付けた備品についても区が負担することを明記するよう、改正（令和3年4月1日施行）し、職務住宅に係る経費負担について明確に整理しました。

(2) 備蓄物資入出庫の継続記録の必要性について

ア 指摘等の内容

現在のリストは、毎年4月1日時点の在庫情報のみが記載されている。年度内の在庫の増減については、納入場所等一覧や回収一覧が作成されるが、納入や回収があつた時点で在庫情報を把握することができない。備蓄物資の入出庫に関する情報伝達と記録についてのルールを整備し、継続的に記録し常に現在個数を把握できるようにすることが必要である。

イ 講じた措置の概要

備蓄物資情報の管理方法について、平成30年度から、従前のExcelシートでの管理から「港区地域災害情報システム」を用いた管理に改めました。また、備蓄物資情報の変更の都度システムに記録することで、各倉庫の備蓄状況をリアルタイムで確認することが可能となりました。

(3) 防災資器材の契約について

ア 指摘等の内容

防災資器材の助成について、防災住民組織からの申請に応じて2者または3者の業者から見積書を徴収して資器材を購入する事業者を決定しているが、受注する業者は、常に助成の申請額と一致した額の見積書を提示している。当該制度は、助成限度額が公表されており、防災住民組織側においては予め価格が定められたリスト上で限度額の範囲内の資器材を選択することしか認められていない。従って、業者が助成限度額を考慮せずに見積を提示することはないと推察される。このような状況では、見積書徴収による随意契約が契約方法として公正かつ有効に機能しているとは言い難い。助成の効果と公正な契約をともに実現させるための方法を工夫するなどの検討が望まれる。

イ 講じた措置の概要

令和2年度から契約方法を見直し、制限付一般競争入札による業者の選定を行っています。

(4) 民間ビルの津波避難ビル指定について

ア 指摘等の内容

民間ビルの津波避難ビル指定は当初の見込みより遅れており、平成25年度末において実績はまだない。民間事業者との協定が容易に進まない場合、善意による協力を基本としつつも何らかのインセンティブを検討する余地はある。さらに津波対策においても、民間事業者に対する平時からの普及・啓発が必要と考えられ、帰宅困難者対策や地域の防災ネットワーク構築と合わせて検討していく必要がある。また海拔標示板の活用と合わせて、津波避難誘導の効果的な方法についても検討することが望ましい。

イ 講じた措置の概要

海岸沿いの開発計画に合わせて、民間開発事業者と協議を進め、令和2年8月31日に「津波発生時における避難者の受入れ等に関する協力協定」を東京ポートティ竹芝オフィスタワー管理組合管理者東急不動産株式会社と締結しました。

今後も、民間ビルの津波避難ビル指定について、他自治体の先進事例など、引き続き、あらゆる角度から実効力のある取組を実施します。

(5) 住まいの防犯対策助成制度における利用実績について

ア 指摘等の内容

住まいの防犯対策助成制度の過去5年間の実績を見ると、件数、金額ともに減少傾向は明らかである。今後さらに利用者が減少するならば、助成そのものの周知方法、助成割合、利用方法など利用者目線で事業を検証し、改善策を検討する必要がある。それでも利用者の減少に歯止めが掛からないようならば、事業の廃止も視野に入れて検討すべきである。

イ 講じた措置の概要

本事業の方向性について検討した結果、周知方法の検討や並行して今後の事業改善を検討していくとの理由から、新たな港区生活安全行動計画にも計上し、引き続き、事業を継続することとしました。ただし利用者の減少が続く場合は、事業の廃止、統合も視野に入れることとします。

[平成28年度包括外部監査]

1 「交通体系の整備に関する事業の財務事務の執行について」

(1) 交通安全啓発用DVDの活用について

ア 指摘等の内容

交通安全の啓発のためにDVDを貸出しているが、貸出回数を調べたところ利用は少ない状況であるため、区民に情報提供等して活用を促すべきである。活用の推進を試みても利用がない、又は極めて少ない場合にはDVDの購入方法自体を再検討するべきである。

イ 講じた措置の概要

DVDの貸し出しについては、広報紙での周知や交通安全教室の際に貸し出しが可能なことを呼び掛けています。外部監査の指摘を受け、警察署へも貸し出しが可能なことを周知しました。また、交通安全教室の開催回数は年々増えており、DVDの利用回数も令和元年度は55回と増えています。従来は民間企業や保育園など、外部への周知が中心でしたが、令和2年度からは区の内部へも周知を行い、活用の拡充を図りました。

(2) 交付要綱別表の記載内容について

ア 指摘等の内容

補助金の算定基準を定める、交付要綱別表1 定額補助の条項の記載が一義的に明確でなく、補助金の使途管理をより適切に管理するためにも、区は条項の定め方を見直すべきである。

イ 講じた措置の概要

定額補助と規模による加算補助の算出方法は、地域ごとに異なる地域特性を踏まえると妥当な算出方法と考えており、条項の見直しは考えておりません。

(3) 自転車等一時保管所における現金収受について

ア 指摘等の内容

区内の自転車保管所における撤去料の納付は、所有者が自動券売機に現金を入れて支払うのが基本であるが、受付担当者が所有者から現金を受け取り自動券売機に入れて発券するという流れになっていた。この方法では、釣り銭の過大支払などのリスクを受付担当者が担うことになりかねないため、区は必要な対策を委託業務者に助言することが必要である。

イ 講じた措置の概要

事業者に対して、平成29年から受付担当者が現金受領を行わないよう指導し、現在は行っていません。

(4) 自転車等一時保管所の労働環境について

ア 指摘等の内容

区内の自転車保管所の受付業務は基本的に二人体制であり、従事している職員は屋外待機を必要とするなど身体的な負担が多い労働環境だと見受けられた。そのため区は、屋内業務と屋外業務の交代を頻繁にしたり、待機場所に風除けを付けるなどの一定の措置を講じるよう委託事業者を指導すべきである。

イ 講じた措置の概要

事業者に対して、平成29年度から業務の進捗状況に応じて、随時屋内業務と屋外業務の交代を行うよう指導し、現在は現地で交代による業務を行っています。

(5) 放置自転車対策事業の他団体との比較

ア 指摘等の内容

東京都が毎年実施している『駅前放置自転車等の現況と対策』の平成27年度調査結果により、港区の実施する放置自転車対策事業を他の団体と比較し、その結果、特徴が見られた項目は次の7項目である。

- ① 放置率の状況 ②放置台数が多い駅の変遷 ③返還率の状況 ④処分の状況
- ⑤保管場所の状況 ⑥放置自転車対策に係る歳入の状況 ⑦放置自転車対策に係る歳出の状況

イ 講じた措置の概要

7項目全てを参考とする中で、特に「⑤保管場所の状況」については、他区と比較して保管場所が満杯になるケースが多くなったため、平成29年度から早期の放置自転車の処分を強化しました。また、令和2年度に新たに台場に自転車一時保管所を設置したため、他の保管場所の状況に応じて、放置自転車を移設することも視野に入れるなど、適切な保管業務を行います。

(6) 放置自転車対策業務委託の内容について

ア 指摘等の内容

区の放置自転車対策は一定の成果を上げているが、自転車1台当たりの撤去・返還にかかるコストは他区に比べて非常に高い水準になっており、その原因は「放置自転車対策業務委託」が割高になっているためである。今後は事業の有効性を保つつつ、価格の妥当性については他区の状況や幅広く事業者見積りを徴収するなどして検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

本業務は、プロポーザル方式により業者選定を行い、落札金額は業務全体の履行能力を評価したもので。価格の妥当性については、総合支所ごとにきめ細かい放置自転車対策やサービスを導入することに伴い、業務に係る人員が必要であることから、他区と比較しても適切な水準であると考えています。

(7) 事業間の連携について

ア 指摘等の内容

「入口がわかりづらい」、「面倒」といった理由から、至近距離に駐輪場が整備されているのにも関わらず自転車が放置される状況が見受けられる。放置禁止区域では対策がなされているが、放置禁止区域以外では十分な対策がなされていないため、春秋の交通安全キャンペーン期間に撤去を強化したり、街づくり支援部土木課と積極的に連携を図るなどして、事業の相乗効果を狙うべきである。

イ 講じた措置の概要

毎年秋に実施している放置自転車クリーンキャンペーン等の機会を通じて、区の関係各課や警察署、民間事業者等と協力して、事業の相乗効果を図るなど、適切に対応しました。平成29年以降も六本木駅、白金台駅、芝公園駅、お台場海浜公園駅などに駐輪場を設置し、放置禁止区域を広げ、国道や都道の管理者と協力するなど、事業の相乗効果を高めました。

(8) 業務実績報告書の記載方法について

ア 指摘等の内容

業務実績報告書の記載を見ると、「職員の履歴及び資格に係る事項」のうち職員

の履歴が記載されていなかった。また、職員の構成等については、氏名など具体的に記載することが必要である。区は、業務実績報告書の記載方法を改めるよう指定管理者に指導する必要がある。

イ 講じた措置の概要

令和2年度の業務実績報告書から「職員の履歴及び資格に係る事項」として職員の履歴を、職員の構成等については、氏名などを具体的に記載するようにし、今後は変更内容に応じて適切に報告書を記載するよう指導しました。

(9) 事業計画書の変更協議について

ア 指摘等の内容

事業計画書を変更する場合には、基本協定書第15条第3項の規定に基づき区と指定管理者で協議の上、決定しなければならないが、変更協議がされていなかったため、区と指定管理者は協議を行う必要がある。

イ 講じた措置の概要

今後事業変更する場合は直ちに変更協議を行うよう指導しました。

(10) 自主事業の実施目的の再検討について

ア 指摘等の内容

品川駅港南口公共駐車場では自主事業としてカーシェアリング事業を実施しているが、満車状態が常態化している現状においてはその必要性は低下しており、公共駐車場に本来求められるニーズにこたえることを優先すべきである。区はカーシェアリング事業の申請があった場合には、承認の可否について慎重に判断すべきである。

イ 講じた措置の概要

カーシェアリングは、公共駐車場の設置目的である道路の安全かつ円滑な利用の促進に大きく貢献する事業です。また、カーシェアリングは低炭素化に資する事業であり国も推進しているため、申請の際には実証データ等の提出を求めるなど、公共駐車場の効果を最大限発揮できるよう指定管理者制度の自主事業の範囲内で引き続き適切に対応します。

(11) 利用料金の柔軟な見直しについて

ア 指摘等の内容

麻布十番公共駐車場の利用料金は、平成25年4月2日に1日最大料金を改定しているものの、長年にわたり変更されていない。今後は、公共駐車場としての役割を踏まえつつも、近隣駐車場の動向等を把握するなどして、年に1回程度は、利用料金を柔軟に見直すことが必要であると考える。

イ 講じた措置の概要

当駐車場については、現在近隣駐車場の料金状況との整合性を鑑みた結果、公共駐車場として誰もが利用できるよう、最大料金等の利用料金の見直し協議を進め、令和3年4月に改定します。今後も毎年度、民間の駐車場の利用料金等も鑑みて調査、見直しを検討します。

(12) 納付金の額の協議について

ア 指摘等の内容

品川駅港南口公共駐車場と麻布十番公共駐車場の納付金の額等を比較すると、麻布十番公共駐車場における支出計に占める納付金の割合は著しく低いと言え、増額する余地があると考える。区は、次回の年度協定を締結する際には、納付金の額の増額について協議することが望まれる。

イ 講じた措置の概要

公共駐車場は、景気動向や周辺道路環境の変化等により利用状況が大きく変化します。納付金は指定管理者選考時の提案に基づき、事業者と協議の上、決定しています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大を加味し、年度協定の変更協議を行いました。

(13) 実績データの蓄積について

ア 指摘等の内容

事業開始時の平成17年度から平成22年度までの助成実績が不明であることから、区は各種実績データについては今後の施策・事業の参考データになることもあるので、文書保存期間にかかわらず、蓄積し把握しておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

自動二輪車駐車場整備助成は平成28年度で終了しましたが、今後も「港区文書管理規定」に基づき文書保管することとし、必要に応じて補助金等の経年データとして保存します。

(14) 「港区自動二輪車対策の基本方針」の見直しについて

ア 指摘等の内容

区は平成20年に基本方針を策定しており、自動二輪車対策を重点項目として掲げている。しかし、区にとっては放置自転車対策のほうが急務な状況にあり、基本方針に重点項目として掲げた事項は現状においては重要性が低下していることから、基本方針を見直す必要がある。

イ 講じた措置の概要

民間活力による自動二輪車駐車場の整備が進み、一定数の駐車台数が確保され放置自動二輪車数が減少していること等により、平成29年4月から区による整備費助成を廃止しました。今後は、類似する助成事業の利用について周知する一方、区

は、放置自転車対策の充実を、港区基本計画に計上し、本計画に基づいて取り組んでいくこととしました。

(15) 運行経費補助金の算定方法について

ア 指摘等の内容

運行経費の算定においては、多数の項目かつ高額の追加経費につき、内容及び金額の妥当性を確認することが要請され、限られた時間のもとで、適切に承認を行うことは困難と言わざるを得ない。これ以上追加経費の額が過大にならないよう今後の運行収支計画そのものを検討する必要があると考える。また、運行補助金は5路線を対象とするもので、その中に対象外の2路線に関わる経費を含めることは、交付要綱の本旨や各路線の覚書や協定書に従った処理とはいえない。交付要綱第5条（5）に定める「その他区長が特に必要と認める経費」に該当するとして区が負担する場合であっても、本来は別途交付要綱等でその旨を定めるべきものである。

イ 講じた措置の概要

運行収支計画については、区の要望により経費が増加している点や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響にも配慮し、ルート改善について、令和2年度に事業者と協議しました。令和3年4月から麻布東ルートの経路変更及びダイヤ改正（減便）、芝浦港南ルートの経路変更、赤坂ルートのダイヤ改正（減便）、車庫からの回送車両を活用した田町ルート車庫発着便の平日早朝増便を行うことを決定しました。

また、2路線に係る経費については、令和元年11月「港区コミュニティバス事業補助金交付要綱」を改正し、消費税の引き上げに伴う運賃収入の減収分は、全路線分を補助金の対象とすると明記しました。

(16) 収支の分析と対策について

ア 指摘等の内容

台場シャトルバス実施計画では運行開始から3年目までに黒字を目指していたが、黒字化を達成するための抜本的かつ有効な手段がとられないまま経過し、平成29年度以降は運行継続のため区から補助金を支出する決定に至った。このことにつき、厳密な検証を行って今後の事業運営に生かしていく必要がある。

イ 講じた措置の概要

台場シャトルバスは、平成29年度からの5年間で黒字化の達成を目指しており、令和元年度の収支率は89.0%と、平成29年度から13.1ポイントの伸びとなりました。また、令和元年度にはOD調査や利用者アンケートなど、厳密な検証を行い、事業運営に活かしました。

(17) 業務報告書の受領について

ア 指摘等の内容

事業者に対する完了報告書の提出を求めていたが、平成27年度の業務報告書には問題点・不明点が多数存在するのが現状である。これでは、事業者の業務報告として信頼性がなく、基本協定書の趣旨が全うされたとはいえない。業務報告書は、次年度以降にフィードバックする手段として重要なものであり、所管課は瑕疵のない完成された業務報告書を受領しなければならない。

イ 講じた措置の概要

平成27年度に、瑕疵のない業務報告書の提出をするよう事業者を指導し、平成28年度から提出された報告書は、区で内容を精査し、完成された業務報告書として提出させるよう改めました。

[平成29年度包括外部監査]

1 「観光振興に関する事業の財務事務の執行について」

(1) 観光情報誌のそれぞれの役割の明確化について

ア 指摘等の内容

「港区観光マップ」、「港区観光ガイドブック」、「港区歴史観光ガイドブック」を作成しているが、それぞれの目的や役割の違い、ターゲットとする観光客などが明確でないため、明確化する必要がある。

イ 講じた措置の概要

「港区観光マップ」は、観光客に対して周遊に役立つ地図情報を発信することを目的とすることを平成30年度から仕様書に明記しました。

また、「港区歴史観光ガイドブック」は、観光客のみならず区民も対象とし、幅広い対象に対して史跡・旧跡の歴史的経緯や成り立ちについての情報を発信することを目的とすることを仕様書に平成30年度から明記し、対象者を明確化しました。

「港区観光ガイドブック」については、観光情報の整理集約の観点から、平成30年度をもって事業を廃止しました。

(2) 各観光情報誌の配布先について

ア 指摘等の内容

各観光情報誌を、地域住民が主たる利用者である区有施設に一定数配布しているが、国内外に観光情報を発信するためには、観光インフォメーションセンターなど、観光客が訪れ入手しやすい場所により多く配布する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年度から、観光情報冊子は、浜松町駅構内の港区観光インフォメーションセンターや区と連携している民間のインフォメーションセンター、羽田空港をはじめとした東京都観光案内所など、観光客が訪れ入手しやすい場所に、より多く配

布しています。また、令和2年度には新たな配布先の開拓として、旅行代理店を通じて中国の旅行会社へ送付したほか、修学旅行計画の参考資料としてもらうべく各道府県の教育委員会へも送付しました。

(3) 広報紙・地域情報紙（誌）における港区メルマガの周知について

ア 指摘等の内容

港区メルマガでは、観光モデルルートの紹介において、商店街情報など区民にとっても興味深い内容も含まれているため、広報紙・地域情報（紙）誌においても周知する必要がある。

イ 講じた措置の概要

区民等への周知のため、令和2年6月に、メルマガ登録を促進するポスター及びチラシを作成し、区民が多く訪れる区有施設のロビーなどで配布しました。

メールマガジンによる観光情報の発信は令和2年度で終了し、今後は、区や観光協会のSNS等を活用して、より効果的かつ迅速な情報発信を進めます。

(4) 港区観光協会の組織体制の強化について

ア 指摘等の内容

港区観光協会は、組織・人事・財務面が脆弱であるため、今まで以上の役割や機能を担うことを探るのであれば、常勤役職員の配置や事務局職員の強化等を含む組織体制の充実や会員企業の積極的な協力が必要である。

イ 講じた措置の概要

港区観光協会は平成30年6月の法人化を契機に、自主的な事業立案を目的とした会員主体の新たな部会を設置し、区も参画しています。今後の将来的な事業展開等を踏まえ、観光協会と意見交換を行いながら、区として必要な支援を行います。

(5) 未修了者からの受講を断念した理由の聴取について

ア 指摘等の内容

観光ボランティア育成講座は、毎年2割前後の未修了者が発生しているため、未修了者から受講が継続できなかった理由を聴取し、講座運営方法等の改善に役立て、未修了者を少なくする必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年度から、受講を継続できなくなった受講者に理由を聴取しています。未修了の理由は、異動や介護、体調不良等のやむを得ない理由によるものが多く、講座の日程・継続可能な環境の整備が問題ではないと考えますが、引き続き受講生が継続しやすい環境づくりを工夫します。

(6) 港区・品川区・大田区合同の情報発信の促進について

ア 指摘等の内容

3区合同インフォメーションコーナーが設置されているが、パンフレットの配架にとどまらせるのではなく、3区合同イベントを開催するなど、より積極的な活用を行い、港区の魅力を向上させるような情報発信方法を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年度には、3区合同の情報交換会（観光部門所属の区職員や観光協会スタッフによる意見・情報交換の場）を開催するなど、3区での更なる連携に向けたネットワーク構築を推進しました。また、インフォメーションセンターにて、共通の観光資源を生かしたパネルの展示やポスターの掲示等を行いました。

(7) 世界貿易センタービルの建て替えに対する対応について

ア 指摘等の内容

世界貿易センタービルの建て替え期間中及び建て替え後の観光インフォメーションセンターの設置場所については、東京モノレールとの協議を進めるとともに、適切な設置場所が確保できない場合の対策等を検討しておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

世界貿易センタービルの建て替えに向けて、東京モノレールとの協議を継続的に進めています。令和2年度については、現状の設置を継続できることを確認しています。今後も東京モノレールと密に連携を図りながら、工事の進捗に注視し、適切な設置場所の確保に向けて、協議を進めます。

(8) 利用者へのアフターフォローについて

ア 指摘等の内容

英語での説明が難しい商品についてオーダーメイドの英語対応マニュアルを作成し、上手く使いこなせるようアフターフォローも実施しているが、事業効果を広げるためにも、多くの店舗が利用できるような方法を検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

各年度当初に港区商店街連合会を通じて案内し、令和元年度から外国人の来訪が多い店舗の情報を集めダイレクトメールを送るとともに、個別に店舗を訪問し案内しました。また、マニュアルを作成した店舗に対して、他の店舗にも情報共有を依頼するなど1店舗でも多く利用いただけるように取り組みました。なお、本事業は、店舗のニーズの変化や他事業で多言語対応の環境が整ったことから、令和2年度をもって事業を廃止します。

(9) 伝統工芸継承者の育成について

ア 指摘等の内容

近年、伝統工芸士の高齢化により、伝統工芸の見学や体験等の実施が困難な状況

になってきているが、港区の伝統工芸を保護・育成していくため、他区の取り組みを参考に、伝統工芸継承者を育成する取り組みを検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年度に、港区郷土歴史館での「港区伝統工芸展示」と、日本最大級の観光イベント「ツーリズム EXPO」内での伝統工芸実演を実施しました。また、令和元年度には、伝統文化交流館で「伝統工芸パネル展」を実施しました。

令和2年度は東京メトロと連携し、地下鉄池袋駅や地下鉄博物館での展示を実施しました。若い世代が伝統工芸に興味を持ち、将来の職を考えるきっかけとなるよう、今後も伝統工芸を紹介する様々な場を提供していきます。

(10) 広域的なツアーコース設定の促進及び地区の組織等との連携について

ア 指摘等の内容

観光ボランティアガイドの利用促進のため、区内だけでなく隣接地域も含めた広域的なツアーコースを設定することや他区のボランティアガイド組織と連携しツアーコースを共同開催することを検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成29年度から、人気の高い舟運ツアーの中で、港区の魅力だけでなく、隣接する品川区や江東区の観光スポット等を効果的に紹介しています。また、港区観光ボランティアの会が主体となり、大田区、墨田区の観光ボランティアとの交流ツアーの企画を調整しており、新型コロナウイルス感染症の収束後に実施する予定です。

(11) 観光ボランティアガイドの組織化について

ア 指摘等の内容

「港区観光ボランティアガイドの会」の規模の拡大により、意思決定の明確性、責任の明確性、会員の統制能力等の面で求められる水準が高くなることから、区は観光ボランティアガイドの会の法人化等について検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年度に「港区観光ボランティアの会」に確認したところ、会の総意として、現状のボランティア団体としての活動を望んでいることから法人化はしない、という意思を示しています。任意団体ではありますが、組織としての意思決定や責任を明確化するために会則を定め、定例会や総会を行い、組織規模が拡大した場合でも効率的な組織運営ができるよう幹事が中心となって取り組んでいます。区としても会の意思を尊重しながら、必要な支援を行います。

(12) 観光ボランティアガイド紹介パンフレットの配布先について

ア 指摘等の内容

観光ボランティアガイド紹介パンフレットを配布する際には、協力先のホテルを

区内に限定することなく、外国人観光客の移動実態等を踏まえ、区外のホテルを含めて配布先を選定する必要がある。

イ 講じた措置の概要

観光ボランティアガイド紹介パンフレット（まち歩きコースMap）を区外にも広く発信できるよう、平成30年度から電子データを観光協会ホームページ等に掲載し、多言語で紹介するなど、幅広い情報発信に努めています。また、令和2年度には、東京都庁内にある東京観光情報センター丸の内KITTE内にある観光案内所など、外国人観光客の利用が多い場所を中心に、区外でも積極的に配布しました。

(13) 観光ボランティアガイド以外でのボランティアの活用について

ア 指摘等の内容

外国人観光客の増加に対応するためには、観光ボランティアガイドによるまち歩きガイドだけでなく、外国人観光客に対する通訳や道案内・乗換案内などの人的サポートを行うボランティアの育成を検討することが必要である。

イ 講じた措置の概要

平成30年度から、港区観光ボランティアガイド育成講座のカリキュラムに通訳案内の視点を取り入れています。また、平成30年度から、外国人観光客に対する通訳や道案内・乗換案内などの人的サポートとして、港区観光ボランティアの会が観光スポットを基点としたまち歩きガイドを行い、外国人観光客に対し、通訳や道案内等の人的サポートを行っています。

(14) 区内温泉のPR推進について

ア 指摘等の内容

区内温泉を「ハレノヒ」に掲載しているが、十分に周知されているとはいえないため、「とっておきの港区」など各観光情報誌への掲載も検討し、区内外へのPRを推進していく必要がある。

イ 講じた措置の概要

区内の温泉について、「とっておきの港区」平成30年秋号及び令和2年夏号に掲載したほか、港区観光協会のSNS等にも掲載し、区内外へ積極的に周知しました。

(15) 赤坂地区所在大使館との連携拡大について

ア 指摘等の内容

交流イベントを通じて、赤坂地区所在大使館との良好な関係が構築されているため、このつながりを活かして、大使館等周遊スタンプラリーへの参加を促すなど、連携を拡大する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成30年度にミクロネシア連邦大使館と、令和元年度にブラジル連邦共和国大使館と地元町会との交流イベントを実施した際に、赤坂地区総合支所の事業のほか、国際化推進に係る区主催事業に関する情報提供を行いました。

(16) 旧協働会館の観光面での活用について

ア 指摘等の内容

まちづくりの一環として旧協働会館の活用が検討されているが、港区の観光資源としての活用の観点からは、観光政策担当や港区観光協会がバックアップするような体制を構築することも必要である。

イ 講じた措置の概要

伝統文化交流館を区の魅力的な観光資源として捉え、観光政策担当が発行している、ホテル宿泊者向けのシティプロモーションツール「とっておきの港区」令和2年度 Winter 号で施設の紹介を行うとともに、国際線の機内誌広告に美しい施設のビジュアルを掲載してPRしました。

また、令和2年11月に、東京赤坂組合と観光政策担当が連携し、伝統文化交流館を会場として実施した花柳界の伝統芸能継承のためのコンテンツ造成事業では、施設の特性を生かした完成度の高い映像作品を制作することができました。

今後の取組として、令和3年中に一般社団法人港区観光協会が実施を予定している、区内観光スポットを巡るデジタルスタンプラリーにおいて、伝統文化交流館がスポットの1つに設定されており、多くの方が施設を訪れることが見込まれています。

引き続き、伝統文化交流館を観光資源として効果的に活用するため、観光政策担当及び一般社団法人港区観光協会と連携を図ります。

[平成30年度包括外部監査]

1 「学校教育に関する事業の財務事務の執行について」

(1) システムアセスメントの申請要件の確認の徹底について

ア 指摘等の内容

区では、システムアセスメント制度により、複数年度の全体経費を考慮したうえで情報機器を調達する仕組みを導入しているものの、申請要件を誤認して、保守対象経費を対象外としていた事例があった。今後は、システムアセスメントの対象や申請要件を慎重に確認し、将来の保守費用を含めたライフサイクルコストを考慮した機器の調達となるよう留意する必要がある。

なお、システムアセスメント制度により、複数年度の全体経費を考慮したうえで、最初の調達を行っているが、あくまで調達のみの単年度契約となっている。しかし、

本来的には、複数年契約が適当であると考えられることから、長期継続契約の対象に加えて長期継続契約とするなどの検討を行うべきであると考える。

イ 講じた措置の概要

区の長期継続契約の対象案件は、清掃業務や用務業務等、経費の内訳の大部分が人件費である案件を対象としており、「港区長期継続契約の運用に関する要綱」で規定しています。これは、複数年、契約することで、労働者の労働環境を確保することを目的としており、仕様の内容、契約金額等は原則として変更しません。

情報機器の保守委託業務は、ハードウェアの不具合等に伴い保守対象機器が変更になるなど、仕様の見直しが必要になる場合が想定されます。このことから単年度契約で実施しており、区としては適切な契約方法であると考えます。